**平成２４年（フ）第１９１号**
釧路市豊川町21番13号　豊マンション左２
債務者　中山　玲子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後２時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第４８１号**
静岡市葵区本通10丁目35番地の１
債務者　井上　ユリ
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４９３号**
静岡市清水区岡町10番23号
債務者　佐々木ゆき子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第９４９号**
福岡市博多区千代３丁目３番14号
破産者　有限会社オージープランニング
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５８号**
川崎市幸区小倉811番地７
破産者　株式会社北陽金型
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１０９号**
川崎市高津区千年313番地１
破産者　有限会社創和設備工業
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２２６号**
川崎市多摩区登戸2349番地３ドムス登戸503
破産者　有限会社アレックスアンドカンパニー
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２２６号**
長野市大字上駒沢359番地
破産者　中村　義之
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７９８号**
福岡市博多区古門戸町７番14―１階
破産者　株式会社西日本ルーフ
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５３９号**
福岡県糟屋郡志免町東公園台１丁目７番６号
破産者　企業組合志免町マツモリサイクルセンター事業団
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第３１７号**
福岡県筑紫野市二日市北１丁目２番３号
破産者　株式会社幸和文化
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第６１８号**
福岡県宗像市大井501番地
破産者　飛翔開発株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１５号**
熊本県天草市牛深町1471番地１
破産者　野田久美子（旧姓栁野）
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

**平成２４年（フ）第２号**
栃木県下都賀郡壬生町幸町３丁目11番６号
破産者　有限会社石田食品
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１１８号**
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台４丁目16番地７
破産者　ツバサハウジング株式会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１１９号**
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目25番17号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市細谷町787番地２
破産者　小川　　憲
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２８７号**
栃木県日光市今市本町５番地33
破産者　渡邉　　清
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２９０号**
栃木県宇都宮市江曽島町1031番地　コーポヤスノＩ101号室
破産者　田崎　信行
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５０号**
栃木県足利市南大町1155番地の４
破産者　有限会社小暮テキスタイル
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２４年（フ）第４０号**
埼玉県草加市谷塚上町199―６番地
破産者　サンフーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１１１号**
埼玉県越谷市南越谷４丁目21番地13
破産者　中島営繕建設有限会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係